

○大野城太宰府環境施設組合情報公開条例施行規則

平成13年12月27日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城太宰府環境施設組合情報公開条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、大野城太宰府環境施設組合情報公開開示請求書(様式第1号。以下「開示請求書」という。)によるものとする。

2 開示請求者は、開示請求書において、開示の方法を指定するものとする。

3 第1項に規定する開示請求書の提出方法は次の各号に掲げるものとする。

(1) 窓口への提出

(2) 郵送

(開示決定等の通知)

第3条 条例第10条第1項に規定する通知は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ右欄に掲げる通知書(以下「通知書」という。)により行うものとする。ただし、直ちに開示することができるものについては、当該通知書を省略することができるものとする。

行政文書の全部を開示する場合	大野城太宰府環境施設組合情報公開開示決定通知書(様式第2号)
行政文書の一部を開示する場合	大野城太宰府環境施設組合情報公開一部開示決定通知書(様式第3号)
行政文書の全部を開示しない場合(条例第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときの当該決定を含む。)	大野城太宰府環境施設組合情報公開不開示決定等通知書(様式第4号)

(決定期間延長の通知)

第4条 条例第10条第1項の規定により、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合において、開示決定等の期間を延長しようとするときは、実施機関は、大野城太宰府環境施設組合情報公開決定期間延長通知書(様式第5号)により開示請求者に通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第11条第2項に規定する通知は、大野城太宰府環境施設組合情報公開第三者意見照会書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第11条第1項及び第2項に規定する意見書の提出は、原則として大野城太宰府環境施設組合情報公開第三者意見書(様式第7号)により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、大野城太宰府環境施設組合情報公開第三者情報開示決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第6条 条例第12条第1項に規定する電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、ビデオテープ及び録音テープの開示は、再生機器で再生したものとの視聴により行うものとする。

(写しの交付部数)

第7条 条例第12条第1項に規定する行政文書の写しの交付部数は、1件の行政文書につき1部とする。

(行政文書の写しの交付に要する費用)

第8条 条例第14条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表に定める額(送付により交付を受ける場合にあっては、当該送付に要する費用の額を合計した額)とする。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(審査請求の手続)

第9条 条例第15条第1項に規定する審査請求は、大野城太宰府環境施設組合情報公開審査請求書(様式第9号)により行うものとする。

(審査会への諮問等)

第10条 条例第16条第1項に規定する大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)への諮問は、大野城太宰府環境施設組合情報公開審査請求に係る諮問書(様式第10号)により行うものとする。

2 実施機関は、条例第16条第1項の規定により審査会に諮問したときは、同条第2項に掲げる者に対し、大野城太宰府環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第11号)により、諮問をした旨を通知するものとする。

3 条例第16条第3項に規定する審査会の答申は、大野城太宰府環境施設組合情報公開審査請求に係る答申書(様式第12号)により行うものとする。

4 実施機関は、前項の答申を受けて審査請求の認容若しくは棄却について裁決したとき又は条例第16条第1項の規定により却下し、若しくは裁決したときは、速やかに大野城太宰府環境施設組合情報公開審査請求裁決書(様式第13号)により当該審査請求人に通知しなければならない。この場合において、審査会の答申を受けて審査請求について裁決したときは、当該答申書の写しを添付して通知するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、行政文書の開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	交付する写し	金額
文書、図画又は写真	複写機により複写したもの(単色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの(多色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 30円
	複写機により複写したもの(単色刷りで日本工業規格A列0番からA列3番までの用紙)	1枚につき 100円
マイクロフィルム	用紙に印刷したもの(単色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 10円
電磁的記録	用紙に出力したもの(単色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 10円
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 30円
その他の公文書	その他電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
	当該公文書の性質に応じ作成したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

様式 略